

一般財団法人 地球産業文化研究所(GISPRI) COP22報告シンポジウム

COP22の成果と今後の気候変動 交渉の見通し

2016年12月21日

外務省 気候変動課長

石垣 友明

COP22の成果と今後の気候変動交渉の見通し①

背景

- 1992年 5月 気候変動枠組条約採択(大枠を規定)
- 1997年12月 京都議定書採択(先進国のみ排出削減目標を義務付け)
⇒ **米国の不参加, 途上国の排出増。全ての国が参加する公平で実効的な枠組み構築への要請の高まり。**
- 2015年12月 **パリ協定採択**(2016年4月に署名式)
- 2016年11月4日 パリ協定発効
- 2016年11月8日 日本のパリ協定締結

パリ協定の主な内容

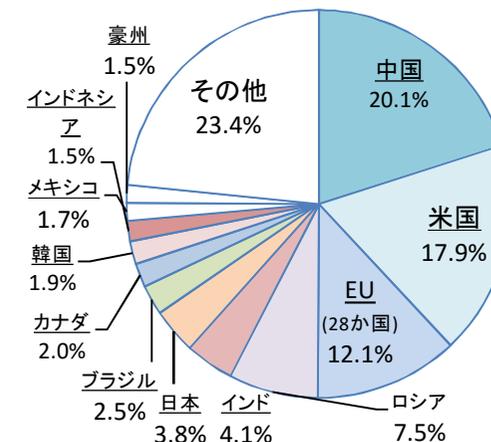
- ◆ 世界共通の長期削減目標として、**産業革命前からの気温上昇を2℃未満に抑制することを規定するとともに、1.5℃までへの抑制に向けた努力の継続に言及。**
- ◆ **主要排出国・途上国を含む全ての国が**
 - ① **削減目標(注)を策定し国内措置を遂行、5年ごとに同目標を提出**
 - ② **自国の取組状況を定期的に報告し、レビューを受ける**
 - ③ **世界全体としての実施状況の検討を5年ごとに行う**(注)我が国は、2030年度に2013年度比26.0%減(2005年度比25.4%減)を目標。

各国の最新の取組

- ◆ 12月12日時点で116か国及びEUがパリ協定を締結済み(総排出量の約80.0%に相当)。
- ◆ COP22に合わせ、米、独、加等が長期戦略(温室効果ガス低排出型発展のための長期戦略)を発表。
- ◆ 途上国によるNDC実施支援のための政府間・非政府主体間の協力向上を目的としたNDCパートナーシップが閣僚級会合にて設立(11月15日)。
- ◆ アフリカ等の再生可能エネルギーへのアクセス増大を目指す「アフリカ再生エネルギーイニシアチブ」に係るハイレベル会合が、アフリカ各国等の参加を得て開催(11月16日)。

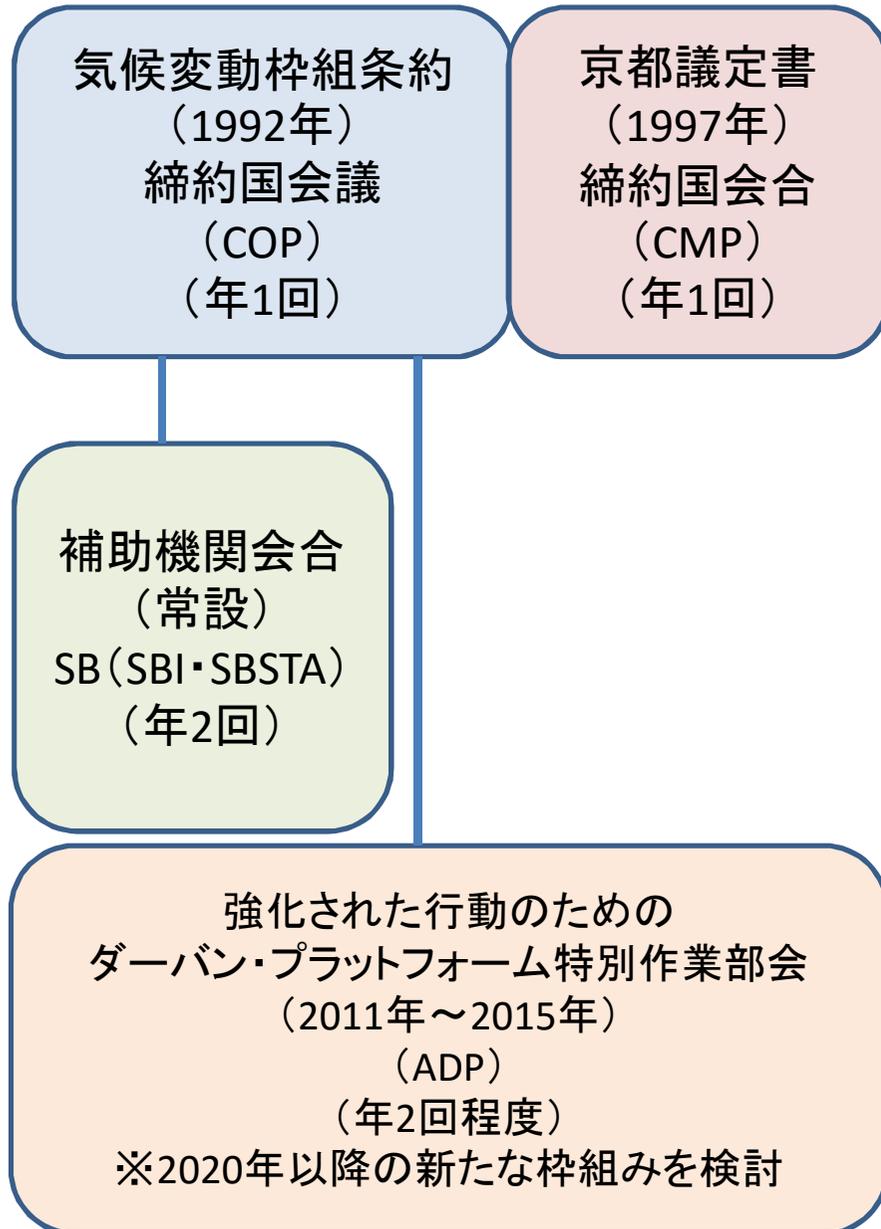
発効要件上の各国の排出量割合

出典：第21回締約国会議報告書(2016年1月)
※下線が締結済の国



気候変動に関する国連交渉の構造

<2011年～2015年までの構造>



<2016年以降の構造>



COP22の成果と今後の気候変動交渉の見通し②

COP22期間中に開催された会合

- 国連気候変動枠組条約第22回締約国会議(COP22):11月7日～18日
 - 科学上及び技術上の助言に関する補助機関第45回会合(SBSTA45):11月7日～14日
 - 実施に関する補助機関第45回会合(SBI45):11月7日～14日
 - パリ協定特別作業部会第1回会合第2部(APA1-2):11月7日～14日
 - 京都議定書第12回締約国会合(CMP12):11月7日～18日
 - パリ協定第1回締約国会合(CMA1):11月15日～18日
- (注)COP/CMP/CMAの合同のハイレベルセグメント(首脳・閣僚によるスピーチ):11月15日～17日

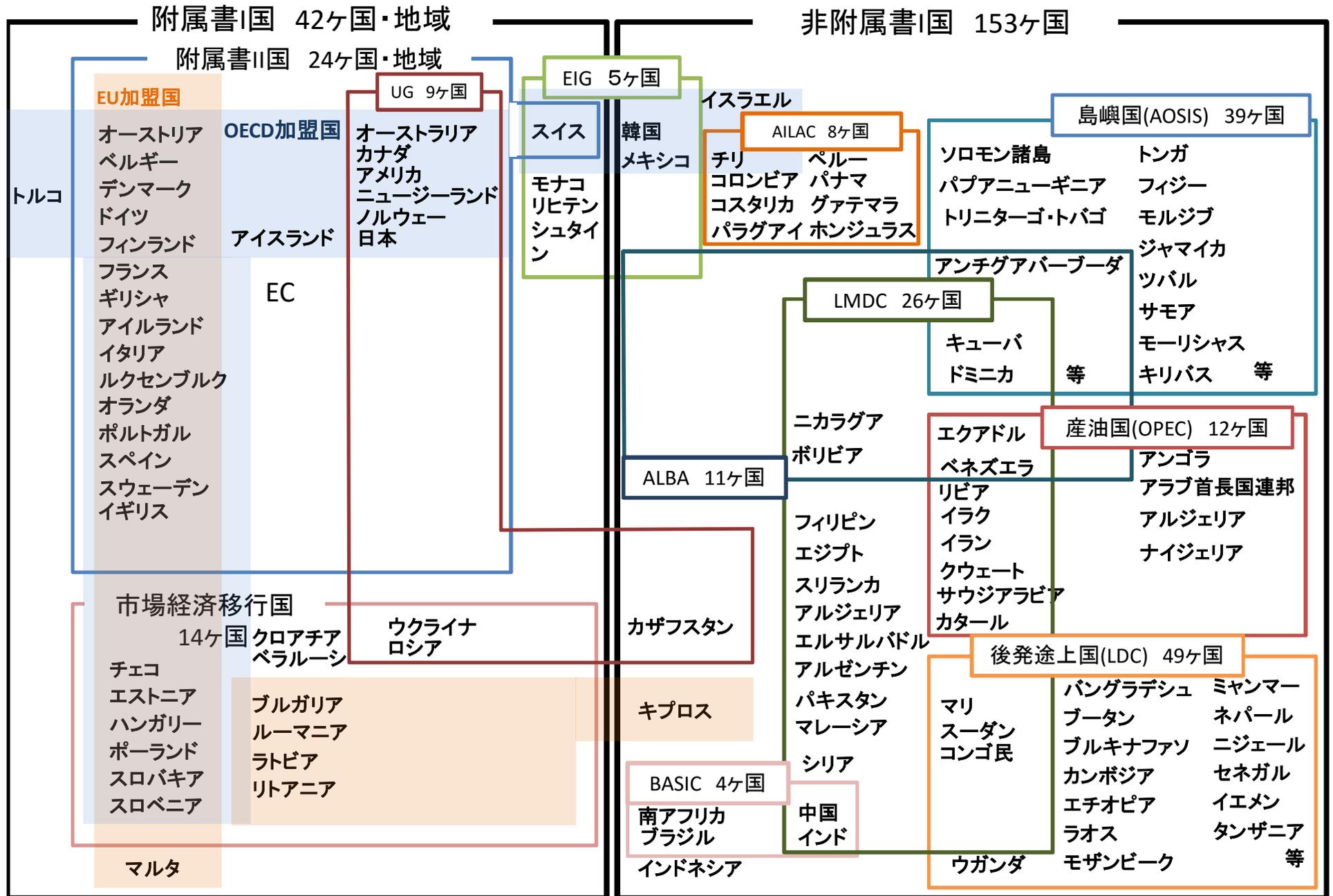
COP22決定及びCMA1決定等の要旨

- COP22決定及びCMA1決定には、主に以下の要素が盛り込まれた。
 - ✓ 今後とも引き続き全ての国が参加する形でパリ協定の実施指針の策定交渉を行う。
 - ✓ 実施指針を2018年に採択(中間レビューのため、2017年にCOP/CMA共同会合を開催)。
- APAにおいては、来年以降の実施指針の策定作業を効率良く進めるため、次回交渉(2017年5月)までの期間に行う具体的な作業を決定(締約国からの意見提出、ワークショップの開催など)。

関連会合の開催

- 促進的対話:途上国の透明性に係る能力向上に関する支援の必要性につき議論。
- 資金に係る隔年ハイレベル閣僚対話:気候資金に関するロードマップの策定を評価。途上国への適応支援の強化につき活発な議論。
- MEF(エネルギーと気候に関する主要経済国フォーラム):パリ協定発効により得られたモメンタムを活かし、国際社会全体が気候変動問題に引き続き一致して取り組むことを確認。⁴

国連気候変動交渉における交渉グループ



注: オブザーバーは除く

※2015年12月時点

COP22の成果と今後の気候変動交渉の見通し③

マラケシュ行動宣言

- COP22議長国モロッコのイニシアティブにより、「マラケシュ行動宣言」を発表（交渉により作成された国連の文書ではなく、モロッコ主導で作成した政治的文書）。
- 各国にパリ協定の実施及び気候変動対策への政治的コミットメントを呼び掛ける内容。

日本の対応と会議の評価

- 日本は、COP22に当たり、①CMA1開催以降のパリ協定の実施指針に係る交渉の進め方について「包摂性」（締結・未締結にかかわらず、全ての国が実施指針の検討に参加すること）が確保されること、②実施指針を巡る議論が着実に前進すること、③日本の気候変動分野での国際協力について発信することを重視。
- ①「包摂性」が確保されると共に、②の観点からも採択期限が2018年に決定されるなど一定の成果。
- 山本環境大臣が閣僚級会合で演説。パリ協定の早期発効を歓迎し、我が国としても積極的にパリ協定のルール作りに貢献していくことを表明。
- 山本環境大臣が各国の閣僚級や国際機関のCEO等と会談。11月11日には、「日本の気候変動対策支援イニシアティブ」を発表。

今後の予定

- 2017年1月19日 G7気候変動と脆弱性に関する作業部会（円卓セミナー）
- 2017年3月上旬（予定）「気候変動に関する更なる行動」に関する非公式会合（日伯会合）
- 2017年5月8～18日 下部機関会合（SB/APA, 於：ボン）
- 2017年5月26～27日 G7サミット（於：イタリア・パウルミーナ）
- 2017年7月7～8日 G20サミット（於：ドイツ・ハンブルク）
- 2017年11月6～17日 COP23（議長国：フィジー, 開催地：ボン）

ご清聴ありがとうございました。

ご質問・コメント等あれば外務省気候変動課
または石垣 (tomoaki.ishigaki@mofa.go.jp)
まで。

外務省気候変動課はツイッターでも随時情
報発信を行なっています
(@CCMofa_Japan)。